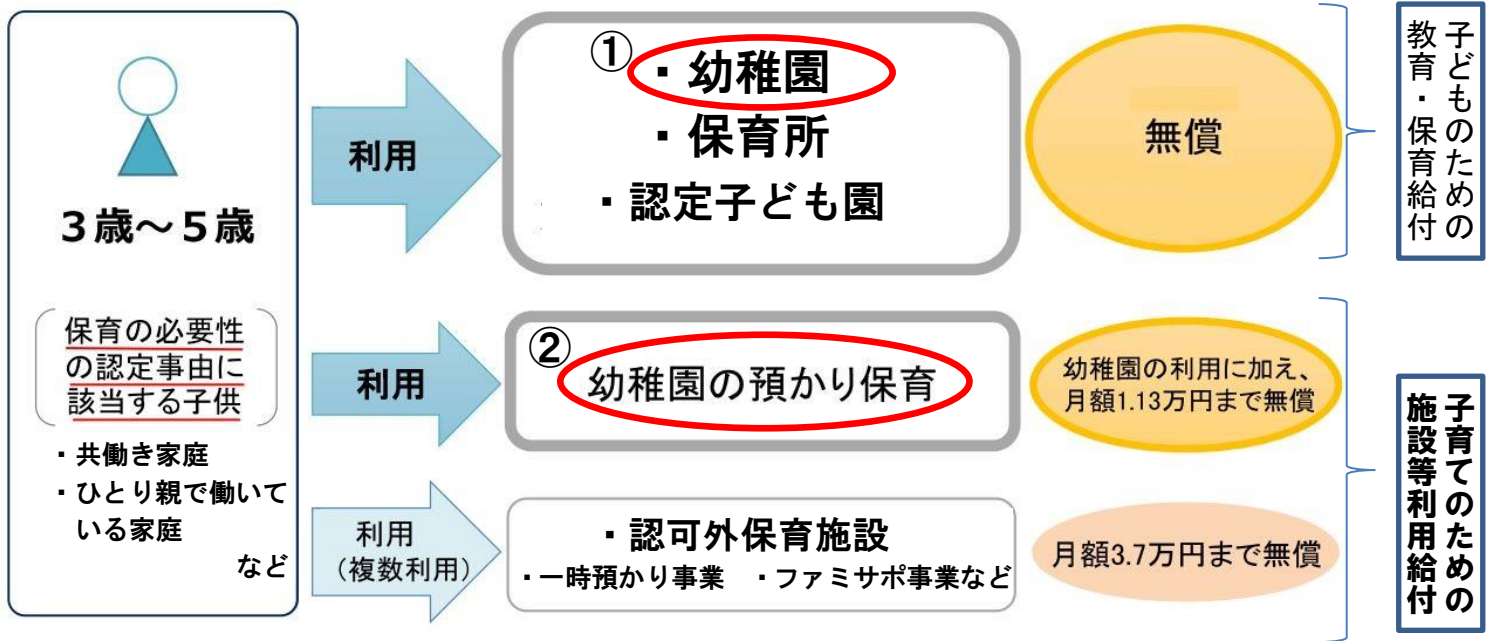


国の制度による幼児教育・保育の無償化の内容



カトリック幼稚園の場合...

① 通常の教育時間内（9:00～14:00）の保育料

全ての園児で **無料** となります

ただし、給食代や教材費、送迎費などは、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担 となります。

※年収 360 万円未満相当世帯または第3子以降の子どもについては、副食（おかず等）の費用が免除となります。該当となる方には、『保育に係る副食費の免除について（通知）』により、お知らせしています。

無償化に関わる
新たな手続きは不要

② 預かり保育(*)の保育料

* 上記標準時間の前後（8:00～9:00、14:00～18:30）や夏休み・冬休み中の保育

保護者が町に**申請**し、「**保育の必要性の認定**」を受けた場合、
かかった保育料を町に請求し支払いを受けることにより、
最大月額 1 万 1,300 円(※)までの範囲で**保育料が無償**となります。

※450円×利用日数（最大月額 1 万 1,300 円）が限度額となりますので、利用時間・利用日数に応じて、月額の上限額は変動します。
※本年度4月1日以降に3歳の誕生日を迎え、年度の途中で3歳児クラスに入園した児童は、市町村民税非課税世帯のみが無償化（最大月額 1 万 6,300 円）となります。

手続きが必要